

令和6年度前橋工科大学研究開発促進支援業務 仕様書

1 業務名

令和6年度前橋工科大学研究開発促進支援業務

2 業務の目的

昨今の厳しい財政状況下で、研究活動を推進させるためには、外部資金の獲得に対する取組が重要視されている。特に、公立大学は、その性質上、市民生活を豊かにする研究を展開し、活気に満ちた地域社会構築を担う知的創造拠点としての役割も担っている。大学運営において、産学連携を通じた企業等との共同研究を活性化することは、重要なテーマである。

しかしながら、本学の共同研究をはじめとする外部資金の獲得状況は、平成25年の法人化以降、上昇傾向ではありながらも、近年の推移を鑑みると頭打ちとなっている。

そこで、研究者である本学教員の個別伴走支援を通じて、共同研究をはじめとする研究活動を活性化させることを目的として、本業務を委託により実施するものとする。

3 業務場所

前橋工科大学及び受託者事業場内等

4 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（1年間）

※ 委託期間の開始の日から円滑に業務を行うことができるよう、必要に応じて事前に準備を行うものとする。

5 業務内容

- (1) 共同研究等の外部連携に向けた個別伴走支援
- (2) 企業等とのマッチング機会の創出
- (3) 教員(研究者)の意識啓発
- (4) (1)から(3)までの業務を達成するための方策の提案及び実施
- (5) 委託者との定期的な打合せの実施
- (6) 最終成果報告書の提出

6 各業務に際しての留意事項

提案に際して次の点に留意の上、推進体制を構築し、提案すること。

- (1) 文部科学省が示す「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」及びこの仕様書を踏まえた提案とすること。
- (2) 必要に応じ、本学における各種会議等への出席及び業務状況の報告等に対応すること。

7 報告

業務終了後、遅滞なく業務完了報告書を提出するものとする。

8 委託料の支払

業務の完了後、業務完了報告書を提出し、検査の合格後に委託料の支払いを請求するものとし、本学は、当該請求があった日から30日以内に当該委託料を支払うものとする。

9 再委託の禁止

本業務は、一括して他に委託してはならない。

10 その他

- (1) 受託者は、本学と密接な連携を図った上で、効率的かつ効果的な業務遂行に努めなければならない。
- (2) 本学が提供する資料は、原則として閲覧のみとし、本学の許可なく複写し、又は第三者への提供を行ってはならない。ただし、本学が認めた場合は、この限りでない。なお、提供資料及び複写した資料は、作業終了後、破棄すること。
- (3) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に開示し、又は漏洩してはならない。この契約の解除後又は契約期間満了後も、同様とする。
- (4) 契約保証金は、免除するものとする。
- (5) 業務の進行上疑義が生じた場合は、本学に随時連絡し、相談すること。
- (6) 業務の状況等に関する報告は、本学が必要とする場合、速やかに行うこと。
- (7) 契約書又はこの仕様書に定めのない事項については、本学と協議して決定するものとする。
- (8) 本プロポーザルは、前橋工科大学令和6年度予算の成立を条件とする。

11 担当

前橋工科大学事務局 学務課 地域貢献・研究支援係 粕川・富川

電 話 0 2 7 - 2 6 5 - 0 1 1 1 / メール chiiki@maebashi-it.ac.jp